

相談支援センターとは？

病気や障害をお持ちの方で、
“障害福祉サービスを利用したいのだけど、
どういったサービスを利用したらいいのかわからない”
といった方に対して、必要な情報提供を行いながら、
サービス利用時に必要な「サービス等利用計画」の作成を
無料で行います。
また、長期入院から地域生活を始める方、一人暮らしで心
配のある方等の相談も受けております。

利用までの流れ

まずは相談支援センターアシストまでご相談ください。
専門の相談員(相談支援専門員)がお話をお伺いします。
福祉サービスの利用を希望される場合には、ご自宅等へ
訪問し、ご本人の状況や希望等をお聞きした上で、
サービス等利用計画を作成します。

利用対象者

能代山本地域にお住まいの
障害(身体・知的・精神・難病等)のある方、
もしくは、障害があると思われる方
およびそのご家族、関係者等
※年齢や性別、障害者手帳の有無等は問いません



営業時間

開所日時：月曜日～金曜日 8:20～17:20
休 日：土・日・祝日
対応方法：訪問・来所・電話 等

職員体制

管理者 1名 相談支援専門員 2名
体制加算対象者配置
強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者
医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者
精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修修了者

所在地・連絡先

〒016-0121
能代市臈淵字古川反 40-1 能代地域生活支援センター内
電話 0185-74-5682 携帯 090-7068-2245
H P <http://www.noshirofukushikai.com>
MAIL nf-assist@noshirofukushikai.com



社会福祉法人 能代ふくし会 相談支援センター アシスト

<特定相談支援事業・障害児相談支援事業・一般相談支援事業>

＼あなたの生活アシストさせてください！／



電話 0185-74-5682

携帯 090-7068-2245

URL:<http://www.noshirofukushikai.com>

相談支援内容

【特定相談支援】

○ 特定相談支援 (18 歳以上の場合)

サービス等利用計画／継続サービス等利用計画

○ 障害児相談支援 (18 歳未満の場合)

障害児支援利用援助／継続障害児支援利用援助

18 歳以上を対象とする特定相談支援、18 歳未満を対象とする障害児相談支援、いずれの場合でも、基本的な相談支援に加え、障害福祉サービス利用の際に必要な「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」を作成します。また、サービスの変更や継続に関する手続きも行います。加えて、計画作成後にはサービスが適切に利用できているかを確認するため、定期的にモニタリングを行います。

【一般相談支援】

地域移行支援・地域定着支援

基本的な相談支援に加え、精神科病院や入所施設から地域へ移行して生活するために必要な支援を行う「地域移行支援」と、地域生活を継続していくための、緊急事態等の常時の連絡体制を作る「地域定着支援」を行います。

・なお、相談料や書類作成料等は一切かかりません。(無料)



こんなときはアシストへ！



- ・働きたい
- ・体調を整えたい
- ・生活リズムを整えたい
- ・子どもの進路や発達に不安がある

- ・日中活動の場がほしい
- ・通院や服薬に自信がない
- ・家事や掃除を手伝ってほしい
- ・どこに相談したらいいかわからない…



＼まずはお気軽にご相談ください！／



よくある質問



Q.相談支援事業所とは？

- A.病気や障害をお持ちの方へ以下のような支援を行います。
- ・福祉サービスや各種制度についての情報提供や、その利用に向けた相談・助言
 - ・福祉サービス利用に際して「サービス等利用計画」「障害児支援利用計画」の作成
 - ・各関係機関との連絡調整

Q.サービス等利用計画とは？

A.障害福祉サービスを利用する際に必要な支援計画です。ご本人の現状や今後の見通しをもとに、ご本人と支援者がそれぞれ担う役割を明確にし、支援の方向性や足並みを揃えるといった目的があります。

ご本人の希望や状況が変わった場合にはいつでも計画書の内容を変更することが出来ます。

Q.障害福祉サービスを利用する人は皆必要なの？

A.平成 24 年 4 月以降、障害福祉サービスを利用する場合は、指定特定支援事業所によるサービス等利用計画または障害児支援利用計画の作成が必要となりました。

Q.お金はかかるの？

A.相談にかかる利用料は無料です。

※但し、障害福祉サービス利用時には、自己負担が発生する場合があります。